

障害者等と介護者(付添者)の運賃割引について

次にあげる手帳を持参の方は降車の際、運転者に手帳を掲示することにより運賃が半額となります。(定期券の場合は3割引となります。)

また各手帳の内容が①・②に該当する場合は介護者(付添者)も1名まで同様に運賃が半額となります。

【身体障害者手帳をお持ちの方】

- ① 第1種身体障害者
- ② 本人が12歳までの小児である

【愛護手帳・療育手帳をお持ちの方】

(知的障害者)

- ① A判定

【精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方】

- ① 障害者等級1級

【施設長が発行した運賃割引証をお持ちの方】

※児童福祉法に規定する諸施設により養護を受けている者

- 施設長が発行した運賃割引証をお持ちの方を介護